多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成２９年６月３０日
深　谷　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				田中、菅沼、長在家、上原の一部	無	平成 29 年度~平成 33 年度	武川環境保全組合
○				畠山の一部	無	平成 29 年度~平成 33 年度	畠山中央環境保全会
○				本田の一部	無	平成 29 年度~平成 33 年度	本田東環境保全会